

## 栄町第5次総合計画後期基本計画(案)に対する意見募集(パブリックコメント)の結果について

令和5年1月26日～2月8日迄の間、栄町第5次総合計画後期基本計画(案)の意見募集を行ったところ、別添のとおり意見提出がありました。誠に有難うございました。お寄せいただいた御意見を整理し、町の考え方をまとめましたので公表します。

意見募集期間	令和5年1月26日(木)～令和5年2月8日(水)		
意見提出者数	4名		
意見提出件数	60件		
意見の整理	◎	意見の全部または一部を 後期基本計画(案)へ反映したもの	3件
	○	既に後期基本計画(案)へ記載済のもの (一部反映できないが意見として伺ったもの含む)	21件
	□	後期基本計画(案)へは反映できないが意 見として伺ったもの	36件

# 栄町第5次総合計画後期基本計画（案）に対する御意見と町の対応

◎意見の全部または一部を後期基本計画(案)へ反映したもの 3件

No.	御意見等	町の方針	所管課	後期基本計画反映箇所 修正前	後期基本計画反映箇所 修正後
35	<p>施策3-1-3消防力の強化 取組3（継続）消防広域化の推進 いったん中断したと聞いているが、今後予想される大規模災害に備え町民の命を守るために、消防広域化を今一度、県や関係市と粘り強い交渉を再開させて、その実現のために最大限の努力をする。</p>	<p>消防広域化については、施策3-1-3「消防力の強化」事業4「広域業務体制構築事業」として、国の指針に基づき広域化を県の主体で進めており、令和6年4月1日までに印旛郡市全域による協議会の設置を町として目指しています。事業内容に消防広域化を推進する説明が不足していましたので次のとおり修正します。 「大地震等に対する消防力強化のため、消防の広域化を推進するほか、消防機関の合同訓練に参加します。また、消防通信技術の発達に合わせ、消防指令システムを更新します。」</p>	消防総務課	<p>施策3-1-3消防力の強化 P71 事業4 広域業務体制構築事業</p> <p>事業内容 消防通信技術の発達に合わせ、消防指令システムを更新します。また、大地震等の広域大規模災害に備えた消防機関の合同訓練に参加します。</p>	<p>施策3-1-3消防力の強化 P71 事業4 広域業務体制構築事業</p> <p>事業内容 大地震等に対する消防力強化のため、消防の広域化を推進するほか、消防機関の合同訓練に参加します。また、消防通信技術の発達に合わせ、消防指令システムを更新します。</p>
50	<p>施策8-4-3広域連携によるまちづくりの推進 事業1（拡充＋追加）成田空港機能強化連携事業 成田空港の機能強化を町のメリットとしてだけでなく、「成田空港圏および北総地区全体のメリットとして最大限に活かす」を追加する。広域連携を推進するにあたって町のメリットだけを主張するのではなく、全体のメリットにも積極的に取り組んでいくべきです。その町の姿勢が周辺市町の信頼を勝ち取ることになり、全体が良くなれば栄町にとっても間接的にメリットを享受できると思います。</p>	<p>成田空港周辺9市町では、空港の機能強化の効果を地域がしっかりと受け止め、発展していくために、機能強化の効果を地域の全域にうまく波及させていくことを目的に「成田空港周辺の地域づくりに関する基本プラン」を策定し推進しています。 このため、御意見にあるとおり、「成田空港機能強化連携事業」事業内容の説明文を次のとおり修正します。 「成田空港の機能強化のメリットを空港圏9市町全体で最大限に活用し、連携協力しながら広域的なまちづくりに取り組みます。」</p>	企画政策課	<p>施策8-4-3広域連携によるまちづくりの推進 P161 事業1 成田空港機能強化連携事業</p> <p>事業内容 成田空港の機能強化を最大限に活用し、関係市町と連携した広域的なまちづくりに取り組みます。</p>	<p>施策8-4-3広域連携によるまちづくりの推進 P161 事業1 成田空港機能強化連携事業</p> <p>事業内容 成田空港の機能強化のメリットを空港圏9市町全体で最大限に活用し、連携協力しながら広域的なまちづくりに取り組みます。</p>
59	<p>○基本構想の政策体系と重点プロジェクトとの関係 重点プロジェクトは基本構想を具現化するために、行政横断的に実行されるべきである。この観点から見れば、基本目標・政策と各プロジェクトの関係図は不要に思う、この図では、施策を特定なプロジェクトに絞り込んでいるので、視点が狭まり、プロジェクト間の連携と情報共有を欠いてしまうことを心配しています。 特に、「定住・移住促進プロジェクト」は、基本目標の「産業が活性化し賑わいの有る元気なまちをつくる」との連携を強く持ち、生産年齢層の人口増に結び付けることが必要となります。</p>	<p>今後4年間に推進する施策の中でも、特に、単独施策のみの取り組みでは解決が困難な課題に対し、パッケージによって成果が見込まれる施策を重点プロジェクトとして位置付け、横断的かつ重点的に取り組むこととしています。このため、各重点プロジェクトを推進する上で、目指す成果や目標を明確にすることが必要であることから、政策体系との関係図を明示したものです。 なお、「定住・移住促進プロジェクト」はご意見にあるとおり、基本目標5との関係が欠落していましたので修正します。</p>	企画政策課	<p>P16 基本構想の政策体系と重点プロジェクトとの関係</p> <p>定住移住促進プロジェクトに基本目標5関連「無」 （別添【関連図】参照）</p>	<p>P16 基本構想の政策体系と重点プロジェクトとの関係</p> <p>定住移住促進プロジェクトに基本目標5関連「有」 （別添【関連図】参照）</p>

後期基本計画反映箇所  
修正前

基本構想の政策体系と重点プロジェクトとの関係

基本構想に定める「まちづくりの基本目標」及び「政策体系」と後期基本計画に定める「施策」及び「重点プロジェクト」との関係を以下に示します。

また、各プロジェクトの詳細は、次頁以降のとおりです。

基本構想

基本目標	政策	施策	【重点プロジェクト】			
1 子育てがしやすい元氣なまちをつくる	1. 安心して子どもを元氣に育てられるような環境づくりを推進します	●	●			
	2. 子どもの出生から成長までの健康づくりを支援します	●				
	3. 若者や子育て世代の定住・移住を促進します	●				
2 生活環境が整った元氣なまちをつくる	1. 快適な住環境の整備を推進します	●	●			
	2. 賑わいのある住地整備を推進します	●		●		
	3. 恵まれた自然環境の保全を推進します		●			●
	4. 資源循環型社会を目指し廃棄物の適正処理を推進します					●
3 安全で安心できる元氣なまちをつくる	1. 町民の安全を守る防災体制の整備を推進します	●		●		
	2. 犯罪や事故などが起こりにくいまちづくりを推進します	●		●		
4 健康で生き生きと暮らせる元氣なまちをつくる	1. 誰もが健康で元氣に暮らせる環境をつくります			●	●	
	2. 誰もが生き生きと暮らせるよう地域福祉を推進します			●		
	3. 社会保障制度の適正かつ健全な運営に努めます					
5 産業が活性化し賑わいのある元氣なまちをつくる	1. 魅力ある元氣な農業の振興を推進します		●			
	2. 活力と賑わいのある商業の振興を推進します		●			
	3. 地域資源を活かした観光の振興を推進します			●		
	4. 新たな企業立地を推進し産業を活性化させます				●	
6 歴史と文化を誇り、心豊かに学び生きがいがある元氣なまちをつくる	1. みんなが一体となって笑顔を育成する教育を推進します	●		●		
	2. 子どもたちが良好な環境で学習できる施設整備を推進します	●		●		
	3. 生きがいがある学習やスポーツ環境づくりを推進します	●		●		
	4. 地域に根ざした芸術・文化の育成と文化財等の保護・活用を図ります	●				
7 みんなの知恵と力で元氣なまちをつくる	1. 町民と行政が共に手を携えて協働のまちづくりを推進します			●	●	
	2. 地域の絆を育む自治活動の活性化を推進します			●		
	3. 住民参加によるまちづくりのための環境を推進します			●		
8 健全な行政運営を行う元氣なまちをつくる	1. 行政サービス向上を目指した適正な行政運営を推進します					●
	2. 公正で透明性の高い行政運営を推進します					●
	3. 持続可能な町政に向けた健全財政を推進します					●
	4. 時代に即応できる町政運営に努めます					●

後期基本計画

定住・居住誘引促進プロジェクト	子育て支援プロジェクト	生活環境整備プロジェクト	安全・安心づくりプロジェクト	健康・福祉プロジェクト	産業・観光プロジェクト	歴史・文化プロジェクト	まちづくりプロジェクト
-----------------	-------------	--------------	----------------	-------------	-------------	-------------	-------------

85の施策

後期基本計画反映箇所  
修正後

○ 基本構想の政策体系と重点プロジェクトとの関係

基本構想に定める「まちづくりの基本目標」及び「政策体系」と後期基本計画に定める「施策」及び「重点プロジェクト」との関係を以下に示します。

また、各プロジェクトの詳細は、次頁以降のとおりです。

基本構想

基本目標	政策	施策	【重点プロジェクト】			
1 子育てがしやすい元氣なまちをつくる	1. 安心して子どもを元氣に育てられるような環境づくりを推進します	●	●			
	2. 子どもの出生から成長までの健康づくりを支援します	●				
	3. 若者や子育て世代の定住・移住を促進します	●				
2 生活環境が整った元氣なまちをつくる	1. 快適な住環境の整備を推進します	●	●			
	2. 賑わいのある住地整備を推進します	●		●		
	3. 恵まれた自然環境の保全を推進します		●			●
	4. 資源循環型社会を目指し廃棄物の適正処理を推進します					●
3 安全で安心できる元氣なまちをつくる	1. 町民の安全を守る防災体制の整備を推進します	●		●		
	2. 犯罪や事故などが起こりにくいまちづくりを推進します	●		●		
4 健康で生き生きと暮らせる元氣なまちをつくる	1. 誰もが健康で元氣に暮らせる環境をつくります			●	●	
	2. 誰もが生き生きと暮らせるよう地域福祉を推進します			●		
	3. 社会保障制度の適正かつ健全な運営に努めます					
5 産業が活性化し賑わいのある元氣なまちをつくる	1. 魅力ある元氣な農業の振興を推進します		●			
	2. 活力と賑わいのある商業の振興を推進します		●			
	3. 地域資源を活かした観光の振興を推進します			●		
	4. 新たな企業立地を推進し産業を活性化させます				●	
6 歴史と文化を誇り、心豊かに学び生きがいがある元氣なまちをつくる	1. みんなが一体となって笑顔を育成する教育を推進します	●		●		
	2. 子どもたちが良好な環境で学習できる施設整備を推進します	●		●		
	3. 生きがいがある学習やスポーツ環境づくりを推進します	●		●		
	4. 地域に根ざした芸術・文化の育成と文化財等の保護・活用を図ります	●				
7 みんなの知恵と力で元氣なまちをつくる	1. 町民と行政が共に手を携えて協働のまちづくりを推進します			●	●	
	2. 地域の絆を育む自治活動の活性化を推進します			●		
	3. 住民参加によるまちづくりのための環境を推進します			●		
8 健全な行政運営を行う元氣なまちをつくる	1. 行政サービス向上を目指した適正な行政運営を推進します					●
	2. 公正で透明性の高い行政運営を推進します					●
	3. 持続可能な町政に向けた健全財政を推進します					●
	4. 時代に即応できる町政運営に努めます					●

後期基本計画

定住・居住誘引促進プロジェクト	子育て支援プロジェクト	生活環境整備プロジェクト	安全・安心づくりプロジェクト	健康・福祉プロジェクト	産業・観光プロジェクト	歴史・文化プロジェクト	まちづくりプロジェクト
-----------------	-------------	--------------	----------------	-------------	-------------	-------------	-------------

85の施策

## 栄町第5次総合計画後期基本計画（案）に対する御意見と町の対応

○既に後期基本計画(案)へ記載済のもの / □後期基本計画(案)へは反映できないが意見として伺った

【全体的な事項に関する御意見】

No.	御意見等	町の方針	区分	所管課
9	栄町第5次総合計画後期基本計画（案）の全般意見 1. 栄町第5次総合計画前期基本計画の達成状況と未達事項を明示し総括する。（追加）	後期基本計画（案）には明示していませんが、前期基本計画に掲げた施策の評価を行うとともに、施策の進捗状況評価と町民の満足度評価を組み合わせ、基本目標及び政策の達成度を評価し、これらの結果を総合的に用いて計画案を策定しています。	□	企画政策課
10	2未達事項について原因と理由を踏まえ改善策を多面的に検討した結果を栄町第5次総合計画後期基本計画反映する。（追加）		○	企画政策課
11	3. 栄町第5次総合計画後期基本計画は、橋本新町長の町政スタートの最初のビッグ計画である。将来の希望の持てる町になるための原動力であり目玉となるような新規計画が盛り込まれることが望ましいが、新味に欠けると感じました。（感想）	貴重な御意見ありがとうございます。引き続き、町民が希望をもてるまちづくりに取り組んでまいります。	□	企画政策課
12	4. 栄町第5次総合計画後期基本計画などの計画策定過程での町民の参画ができるようにすべきです。町内には民間企業などでの豊富な経験と見識を持つ優秀な人材がいます。そうした人材を自薦他薦で募集し企画、計画策定の段階で活用できるよう制度化してもらいたい。（追加）	後期基本計画（案）の策定にあたりましては、町民参加として、若者会議を開催したほか、各種団体の委員等からまちづくりへの意見を伺いました。 また、無作為抽出による町民意識調査を実施し、その結果を計画案に反映させたところです。 なお、現在町には幅広い人材活用制度はありませんが、先進自治体の取り組みを参考にしたうえで、次期総合計画策定の段階で活用できるよう検討してまいります。	□	企画政策課
13	5. パブリックコメント募集を前倒しするべきです。本年4月からの後期基本計画（案）のパブリックコメント募集では1月26日から2月8日までとなっています。これでは仮にいい提案があっても軽微なもの以外ほとんど本計画に組み込むことは不可能に近いと思われます。例えば、前年の夏ごろに後期基本計画（素案）を提示し第一次パブリックコメントを町民に求め、広く町民の意見を求めるべきです。第二次パブリックコメントは案が固まった時点で早期に町民に求めるべきです。（追加）	パブリックコメントにおける御意見は、内容をしっかりと精査したうえで、計画（案）の修正が必要と判断する意見は考慮しています。 なお、策定過程において、パブリックコメント募集手続を2度実施することは考えていません。	□	企画政策課

# 栄町第5次総合計画後期基本計画（案）に対する御意見と町の対応

○既に後期基本計画(案)へ記載済のもの / □後期基本計画(案)へは反映できないが意見として伺った

## 【全体的な事項に関する御意見】

No.	御意見等	町の方針	区分	所管課
55	<p>第4章 時代の潮流</p> <p>1 人口減少社会と少子高齢化のさらなる進展</p> <p>①我が国の人口の推移と見通し</p> <p>②2025年問題と「超高齢化社会」</p> <p>◆本稿で、次の2点の時代の潮流に注目して整理する。</p> <p>(1)国の人口減少傾向・・・令和2年は人口1億2615万人 平成27年の前回調査から95万人減少（▼7.5%）</p> <p>(2)生産年齢人口の減少見込み（国立社会保障・人口問題研究所の推計） 総人口は2065年には8,808万人に減少し、生産年齢人口（15歳～64歳）は4,529万人までに減少 ⇒総人口比で51.4%</p> <p>◆上記の人口の推移における注目点を栄町に当てはめると</p> <p>(1)町の人口減少傾向・・・令和2年は人口20,127人 平成27年の前回調査から1,101人減少（▼5.4%）</p> <p>(2)生産年齢人口の減少傾向は、国税調査から 前回の平成27年の生産年齢人口は12,834人で、人口比で60.4% 今回の令和2年の生産年齢人口は10,402人で人口比で52.5%となる。</p> <p>以上の人口推移をみれば、栄町の人口問題においては、国の潮流で問題としている2025年問題（超高齢化社会）と2065年問題（少子高齢化社会）が栄町では同時に進行していると捉え、国の潮流より40年早く到来している栄町固有の潮流を見極め、他市町村に先駆けて対応する必要があります。</p>	<p>栄町第2次総合戦略では、現在の人口ピラミッドの構造を、若い世代の転入促進及び転出抑制により改善し、さらに、出生率を高め持続性のある人口構造に変えることを基本目標としています。</p> <p>本戦略の計画期間が令和6年度で終了することから、次期総合戦略の策定に向けて人口ピジョンについても見直しを予定しており、ご指摘の町の人口問題については、十分な分析と推計を行い、新たに必要戦略を位置付けてまいります。</p>	□	企画政策課
56	<p>第4章 時代の潮流</p> <p>3 持続可能な地域づくり</p> <p>①人口減少社会に対応したまちづくり （コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり）</p> <p>平成26年に国土交通省が公表した「国土のグラウンドデザイン2050～対流促進型国土の形成～」では、・・・途中略</p> <p>ここでは2050年を見据え、未来を切り開いていくための国土づくりの理念・考え方として、コンパクト・4ネットワークの考え方が示されました。</p> <p>この対応は、国のレベルでは2050年を見据えて・・・と、未来を切り開く対応策として、人口減少社会の対応を先送りしているが、国の人口構成では団塊ジュニアの存在が生産年齢人口の減少を緩めている。一方、我が町の人口構成では、団塊ジュニアの多くが町外に流出しており、生産年齢人口の減少は既に渦中にあります。我が町においては今現在を見据えて・・・「持続可能なまちづくり」を前倒しして今から臨まなければならない状況にあります。</p>	<p>栄町第2次総合戦略では、現在の人口ピラミッドの構造を、若い世代の転入促進及び転出抑制により改善し、さらに、出生率を高め持続性のある人口構造に変えることを基本目標としています。</p> <p>本戦略の計画期間が令和6年度で終了することから、次期総合戦略の策定に向けて人口ピジョンについても見直しを予定しており、ご指摘の町の人口問題については、十分な分析と推計を行い、新たに必要戦略を位置付けてまいります。</p>	□	企画政策課

# 栄町第5次総合計画後期基本計画（案）に対する御意見と町の対応

○既に後期基本計画(案)へ記載済のもの / □後期基本計画(案)へは反映できないが意見として伺った

## 【全体的な事項に関する御意見】

No.	御意見等	町の方針	区分	所管課
57	<p>第5章 栄町第2次総合戦略の推進</p> <p>2. 人口の将来展望</p> <p>①基本目標 ～今の人口構造を変える～</p> <p>②基本方向</p> <p>人口の現状と課題を整理し、人口の増減に影響を与える出生率や雇用力の向上を図り、住み続けながら働ける栄町の実現を目指します。・・・とあるが。</p> <p>【要望1】栄町の人口の現状と課題を分析し、具体的に記述してほしい。</p> <p>◇現在の栄町の人口構成は、人口のピークを団塊世代で構成され、超高齢化社会を迎え、生産年齢層を構成する団塊ジュニア世代の多くが町外に流出してしまっている。このところが栄町固有の課題となります。</p> <p>◇次に、団塊ジュニアが「なぜ、栄町に定住しなかったのか？」を考えると、育った栄町で働き続ける雇用の場が確保できていなかったことに有ります</p> <p>◇もう一つは、団塊ジュニアの親世代の多くが、住環境を求めて栄町に移住してきており、雇用の場は町外に有りました。</p> <p>◇更に、栄町に従前から存在していた農業、商業、工業などの基幹産業に従事している人口層での世代交代が図られていないことも人口減の一因だと考えられます。</p> <p>「基本的方向」で示された、「少子化克復への挑戦」、「地域経済力向上への挑戦」、「人口構造改善への挑戦」では、単に人口減少の歯止め、人口構成の若返りを目指すだけでなく、持続可能、循環型のより良い町を実現するためには、生まれた町に住み続けられ、世代交代が可能な基幹産業を創り上げ、雇用を生み出し、移住・定住者を引き付けることが重要ではないでしょうか？</p> <p>【要望2】栄町の地域特性を活かした「基幹産業を定め、その創出」を方向付けてもらいたい。</p>	<p>後期基本計画における栄町第2次総合戦略に関する記述については、本町の地方創生の根幹である「人口構造を変える」ことを主眼に、後期基本計画に掲げる施策を分野横断的に取り組む性格を有することから、重点プロジェクトの方針及び主な取組と一体的に推進する必要があるため、総合戦略との関連を記載したものです。</p> <p>なお、要望として挙げられた「1人口の現状と課題」については栄町人口ビジョンで、「2基幹産業を定め、その創出」については栄町第2次総合戦略でそれぞれ記載していません。</p>	□	企画政策課
58	<p>第6章 町民の意向</p> <p>アンケートの対象年齢構成が分からないが、回答の傾向が高齢者の関心事に偏っているように見える、したがって、若い年齢層の意向が読み取れない。</p> <p>【要望】対象者の年齢構成を出し、生産年齢層、後期高齢者など、年齢層別に分けての傾向分析が必要ではないでしょうか？</p>	<p>アンケートの対象年齢については、16歳以上の方を地域ごとに年齢比率をもって無作為抽出により実施しました。全体の傾向のみ掲載したのですが、詳細結果は町民意識調査報告書としてまとめ、満足度と重要度の意向について、年齢別に10歳刻みで分析していません。</p>	○	企画政策課

## 栄町第5次総合計画後期基本計画（案）に対する御意見と町の対応

○既に後期基本計画(案)へ記載済のもの / □後期基本計画(案)へは反映できないが意見として伺った

【全体的な事項に関する御意見】

No.	御意見等	町の方針	区分	所管課
60	<p>施策の「成果指標」について 提示された成果指標が基本目標の達成に対してどの程度寄与するのか、成果指標値の設定根拠を示し、年度ごとに基本目標の達成度を併記してもらいたい。その達成度合いから、施策の内容を評価し目標未達の場合には、施策の内容を見直し、再設定をして目標を実現するようにしてもらいたい。</p> <p>例示1（41ページ） 施策1-3-1 定住・移住の推進 指標1～3の全指標の合計値が人口推定目標に対して（ ）％に相当するのかを算定し、目標達成までの推移を確認できるようにする。</p> <p>例示2（52ページ） 施策2-2-2 空き家等の活用の促進 指標1の空き家バンクの成約件数が空き家総数の（ ）％に相当するかを併記し、空き家の解消度合いを把握し改善策を見直す。</p> <p>例示3（97ページ） 施策5-1-2 農業の担い手などの確保 指標1、2の合計値が目指す成果により、「所来（もとより）の農業の担い手が（ ）人確保されたか確認し、目標達成を目指して施策内容を見直す。</p>	<p>基本目標や政策を直接評価する方法については、適切な指標の設定が難しいことから、多くの自治体では施策評価又は事務事業評価を用いて、実施状況を客観的に把握し評価・分析することをもって政策等の達成度を評価することが一般的です。本町でも、毎年施策の進捗状況を評価し、その結果を施策・事務事業の見直しに活用することとしています。</p> <p>また、前期基本計画の評価にあたっては、施策の進捗状況評価と町民の満足度評価を組み合わせて、基本目標及び政策の達成度を評価したところです。</p> <p>なお、例示として挙げられた（ ）内の数値は、目標として設定することはできませんが、毎年の評価結果の中で把握してまいります。</p>	□	企画政策課

# 栄町第5次総合計画後期基本計画（案）に対する御意見と町の対応

## 【施策等に関する御意見】

○既に後期基本計画(案)へ記載済のもの / □後期基本計画(案)へは反映できないが意見として伺った

No.	御意見等	町の方針	区分	所管課
1	<p>提案コンセプト 街の発展のために、まず町に興味をもって頂きいかに集客するか。 政策 5-3 地域資源を活かした観光の振興を推進します ①来町者をいかに増すか。 町の歴史的希少資源の活用 ①-1龍角寺・郡衙跡⇒国造時代から律令国家への変遷が分かる貴重な証・郡衙跡、龍角寺、国重文の薬師如来像 考古・歴史学、文化財、拝仏へのキャッチフレーズ必須*町民から公募 仏像の常時公開（少なくとも建物の外から見える）</p>	<p>施策 5-3-1「観光資源やイベントを活用した交流人口の増加」の事業5「文化財を活用した誘客事業」において、町文化財を歴史的・観光的資源として捉え、活用を図っていきます。 また、施策6-4-2「文化財の保護と活用」の事業5「龍角寺古墳群・岩屋古墳保存活用計画策定事業」において、保存活用計画を策定する中で、キャッチフレーズの有無、史跡の公園化や憩いの場を含めた整備、観光ルートの作成、パネルの設置、文化財の公開等の活用について、計画していきます。 なお、仏像の常時公開（少なくとも建物の外から見える）については、龍角寺には常駐の住職がいませんので、防犯上や保存状態維持の関係など龍角寺と調整が必要であり、公開時期が限定されてしまいます。</p>	○	生涯学習課
2	<p>提案コンセプト 街の発展のために、まず町に興味をもって頂きいかに集客するか。 政策 5-3 地域資源を活かした観光の振興を推進します ①来町者をいかに増すか。 町の歴史的希少資源の活用 ①-2岩屋古墳⇒日本最大級の国史跡の公園化。 石無し県の珍しい貝化石組石室の公開（照明）、下総地区で最も高い墳頂への登頂、筑波山遠望（ルートの構築） 将来的には全国でも稀有な大型双室墳として右室を復元展示する。</p>		○	生涯学習課
3	<p>提案コンセプト 街の発展のために、まず町に興味をもって頂きいかに集客するか。 政策 5-3 地域資源を活かした観光の振興を推進します ①来町者をいかに増すか。 町の歴史的希少資源の活用 ①-3埴間山古墳⇒県下最大級の石室を持ち副葬品から大和王権とのつながりを思わせる古墳時代最後の前方後円墳の公園化。石室の公開（整備と照明）と発掘品の展示パネル（全国でも稀有の銀冠、漆塗り木簡等） 埴生郡衙遠望の復元図パネル設置（全国でも稀有な唐三彩肘枕の発掘）</p>		○	生涯学習課

# 栄町第5次総合計画後期基本計画（案）に対する御意見と町の対応

## 【施策等に関する御意見】

○既に後期基本計画(案)へ記載済のもの / □後期基本計画(案)へは反映できないが意見として伺った

No.	御意見等	町の方針	区分	所管課
4	<p>提案コンセプト 街の発展のために、まず町に興味をもって頂きいかに集客するか。 政策 5-3 地域資源を活かした観光の振興を推進します ①来町者をいかに増すか。 町の歴史的希少資源の活用 ①-4既存施設の活用 コスプレ館と房総の村、ドラムの里とのコラボ ドラムの里のお買い上げに応じたコスプレ&amp;房総の村の入村費割引下記「ドラムの里」改善は下記による□</p>	<p>施策5-3-1「観光資源やイベントを活用した交流人口の増加」及び5-3-2「成田空港から近い利点を生かした国際観光の推進」の中で、来町者を増加させ町に賑わいと活気が生まれるよう、年間を通し様々なイベントの開催や、町内の歴史的観光資源などを町外の方に知ってもらえるよう観光プロモーションに取り組みます。 また、房総のむらと連携した事業・PR等を実施するとともに、来訪者に対し料金割引など魅力ある事業メニューを構築し、来訪者が増加するよう取り組みます。</p>	○	産業課
5	<p>提案コンセプト 街の発展のために、まず町に興味をもって頂きいかに集客するか。 政策 5-3 地域資源を活かした観光の振興を推進します ②町を通過する人々に立ち寄っていただく歴史的希少資源を訪問願う。 ②-1「道の駅」風の施設構築⇒現状ドラムの里の場所と店舗改善 ドライバーの目につくように店を道路わきに移転（ex；ファミマの隣） 簡易レストランの併設□ （子供向けスイーツ必須、コーヒー、うどんそば、カレー等軽食メニュー）</p>	<p>施策5-3-1「観光資源やイベントを活用した交流人口の増加」及び5-3-2「成田空港から近い利点を生かした国際観光の推進」の中で、歴史的観光資源などを町外の方に知ってもらえるよう観光プロモーションや、情報発信及び文化材サポーターによる、ガイドツアーなどのイベントを実施し、観光客の増加に取り組みます。 また、ドラムの里の設置場所は変更する予定はありませんが、施策5-3-3「ドラムの里を活用した観光振興の推進」の中で、施設の視認性改善やレストランなどの機能改善及び、運営改善を図り、令和6年度中にリニューアルオープンを目指します。</p>	○	産業課
6	<p>提案コンセプト 街の発展のために、まず町に興味をもって頂きいかに集客するか。 政策 5-3 地域資源を活かした観光の振興を推進します ③「①来町者②寄町者」にリピーターになって頂ける仕掛け創り ③-1種々グッズの開発と道の駅、コスプレで販売町から公募</p>	<p>施策5-3-1「観光資源やイベントを活用した交流人口の増加」及び5-3-2「成田空港から近い利点を生かした国際観光の推進」の中で、年間を通してイベントや体験事業を実施し、交流人口を増やしていきます。 また、グッズ開発と販売は、ドラムの里の活性化推進事業の中で実施していきます。</p>	○	産業課

# 栄町第5次総合計画後期基本計画（案）に対する御意見と町の対応

## 【施策等に関する御意見】

○既に後期基本計画(案)へ記載済のもの / □後期基本計画(案)へは反映できないが意見として伺った

No.	御意見等	町の方針	区分	所管課
7	<p>提案コンセプト 街の発展のために、まず町に興味をもって頂きいかに集客するか。 政策 5-3 地域資源を活かした観光の振興を推進します</p> <p>③-2心身の健康増進散策ルート(森林浴) 来町希望者にガイドの実施、車いすへの配慮、「ドラムの里」にシャワー室の設置、ドラムの里に簡易マップを置く□</p> <p>③-2-1 古墳巡りの森林浴健康ルート□日本でも圧倒的に前方後円墳が多い古墳群) ドラムの里⇒みそ岩屋⇒岩屋古墳⇒古墳群⇒古墳広場⇒資料館⇒房総の村⇒ドラムの里へ</p> <p>③-2-2 ロマンルート□ ドラムの里⇒みそ岩屋⇒岩屋古墳⇒資料館⇒古墳広場⇒白鳳道、京都に負けない竹林道(特に欧米人対象)⇒浅間山古墳⇒龍角寺⇒尾上⇒龍角寺の祈念度饅頭群⇒ドラムの里へ</p> <p>③-2-1、③-2-2について ルートの整備、外国語ガイドの養成□</p>	<p>施策 5-3-1「観光資源やイベントを活用した交流人口の増加」の事業5「文化財を活用した誘客事業」において、町文化財を歴史的・観光的資源として捉え、文化財サポーターによる文化財ガイドによる誘客を図っていきます。また、政策6-4-2「文化財の保護と活用」の事業5「龍角寺古墳群・岩屋古墳保存活用計画策定事業」において、保存活用計画を策定する中で、観光ルートの作成、外国語ガイドの養成を含めた活用を計画していきます。</p> <p>政策5-3「地域資源を活かした観光の振興を推進します」において、ドラムの里・房総のむら・坂田ヶ池総合公園などを含む自然豊かなエリア全体を周遊できるようなコースづくりや、ガイドツアーなどの環境整備を実施していきます。 なお、ドラムの里「コスプレの館」には既にシャワー設備が設置済です。</p> <p>施策4-1-1「疾病予防の推進」の事業4「健康増進事業」において、ウォーキングを含めた健康づくりの事業を行っていきます。すでに、健康介護課では、健康づくり推進員が作成した栄町ウォーキングマップ*を町民の皆様へ配布またウォーキングの講習会を実施するなどして、ウォーキングの普及啓発に取り組んでいます。今後、ドラムの里にマップを配架し、継続してウォーキングの普及啓発など、町民の健康づくりのための事業を実施していきます。</p> <p>*ウォーキングマップには、以下の4つのコースを掲載しています。1. 四季折々の花を見ながらのウォーキングコース(安食駅周辺) 2. 安食台3丁目富士山&amp;スカイツリー&amp;筑波山展望コース(安食台3丁目周辺) 3. 房総のむら散策マップ(岩屋古墳編)(龍角寺) 4. 水辺の遊歩道(南ヶ丘将監川沿い)</p>	○	生涯学習課 産業課 健康介護課
8	<p>上記を成功させるためのPR方法の検討と充実□</p>	<p>施策 6-4-2「文化財等の保護と活用」の事業2「文化財等のPR・情報発信事業」において、SNS等を活用し効果的な情報発信に取り組みます。</p> <p>また、施策5-3-2「成田空港から近いという利点を生かした国際観光の推進」の中で、SNSなどの多様な媒体を活用した観光情報の発信や、房総のむらと連携した情報発信を実施することで、外国人を含めた観光客の増加を図っていきます。</p>	○	生涯学習課 産業課
14	<p>③協働のまちづくり推進プロジェクト ②町民の活動機会の促進 まちづくりの担い手として、経験豊富なシニア世代や未来を託す子どもたちの活躍が期待されることから、町政に関する企画政策立案、地域防災、生涯学習、ボランティアなどの様々な機会でも活躍できるように仕組みづくりを推進します。 ※下線部分を挿入する。町内には民間企業などで活躍した経験豊かな人材が多数います。自薦他薦で応募してもらい民間の知恵を行政企画政策立案、将来構想立案に生かすため。</p>	<p>住民の声を活かして共にまちづくりを行うための協働の取り組みとして、計画づくりにおいて市民会議や新しい世論調査などの試みを実践している先進自治体がありますので、最適な手法を調査・研究したうえで、次期総合計画策定の段階で活用できるよう検討してまいります。</p> <p>なお、現在でもまちづくりの担い手として様々な分野で活躍していただいておりますが、特に重点的に推進する必要があると思われる分野を列記してまいりますので、このままの表記とさせていただきます。</p>	□	企画政策課

# 栄町第5次総合計画後期基本計画（案）に対する御意見と町の対応

## 【施策等に関する御意見】

○既に後期基本計画(案)へ記載済のもの / □後期基本計画(案)へは反映できないが意見として伺った

No.	御意見等	町の方針	区分	所管課
15	1-1-1保育環境の充実 目指す成果 保育所や 仕事ができている。放課後児童クラブでは仕事を持つ保護者の帰宅後の負担軽減と児童の学力向上のための学習誘導と確認などができている。 ※下線部分を挿入する。仕事を持つ保護者への支援は、安心して子どもを元気に育てられるような環境づくりの最重要課題です。定住 移住促進にも寄与します。	放課後児童クラブは、保護者が共働き等により日中家庭にいない小学生を預かり、遊びと生活を支援しています。宿題の時間を設けてはおりますが、生活指導の中で自発的な学習習慣を身に付けさせるものです。 児童クラブでは子どもの行動に応じながら、声かけを促し（例えば、宿題など）をすることはできますが、児童クラブの支援員は教職の資格がないことから学力向上のための学習指導は行うことができませんので、学力の向上に直接つながるものではありませんので、このままの表記とさせていただきます。 なお、当町では基礎基本の学力を伸ばす小学校3年生から6年生、中学校1年生から3年生を対象として、「わくわくドラム」を開設しています。	□	福祉・子ども課
16	事業7（新規） 保育園 幼稚園での入学準備支援を実施 保育園 幼稚園の年長クラスの園児に対する小学校入学のための諸準備および一年生の学習範囲の先行学習を行い、小学校入学時の児童の学力等の格差をなくしスムーズな新一年生への誘導をおこなう。 ※内容等は学校教育課と十分協議していただきたい。縦割り行政から脱却する。	保育所は保護者の方が仕事等により児童の養育ができない場合にお預かりし保育を行う施設です。また幼稚園は満3歳から小学校就学までの幼児を教育し心身の発達を促す施設であり両者は性質が異なるものです。 幼稚園・保育園・幼保連携型認定こども園には、それぞれ、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が国により定められており、それらに基づいた教育・保育を実施しています。 また、町内のこれらの施設は、全て私立で、それぞれ独自の教育・保育を実施しているため、町が主導し学習指導等を行うことは困難と考えます。	□	福祉・子ども課
38	施策6-1-3学力向上の推進 事業4(新規) 保育園 幼稚園での入学準備支援をサポート 小学校入学時の学力差が少なくその後の学習指導がしやすくなり、結果としてその後の児童の落ちこぼれを防止するとともに児童の平均学力は高位に保てることとなります。縦割り行政の弊害を取っ払って、子ども福祉課と十分な連携をして効果的なサポートをお願いしたい。		□	学校教育課
17	事業8（新規） 児童クラブでの学習支援を実施 児童クラブの児童生徒にとって児童クラブは家庭学習の場とみなすことができる。親が仕事などで家庭学習の面倒をみるのが難しい児童生徒に学習誘導 指導（宿題は学童クラブで終わらせる。ドリル等での学習指導等）を実施し授業がわからない児童生徒を学童クラブから出さないようにする。 ※内容等は学校教育課と十分協議していただきたい。縦割り行政から脱却する。	児童クラブの関係規則においては、活動内容を「放課後児童クラブの活動内容」「健康管理、余暇指導及び生活指導」としています。学習支援については、宿題の時間を設けてはありますが、生活指導の中で自発的な学習習慣を身に付けさせるものですので特に学習指導するようなものではありません。 また、指導者の教員免許等の取得状況や指導員の資質向上等に関する課題もあることから、児童クラブでの学習指導については、困難であると考えます。宿題の時間の中で児童への自発的な学習習慣を身に付けさせるなどの支援を行って参ります。 学校から宿題の内容や使用する教材についての情報を共有することは可能と考えますので、今後検討してまいります。	□	福祉・子ども課
39	施策6-1-3学力向上の推進 事業5（新規） 児童クラブでの学習支援をサポート 親が仕事で家庭において十分に面倒をみるできない学童生徒への学習支援を児童クラブで行うこととする。具体的には、毎日の宿題時間を設け児童生徒に対して宿題を促すとともに、したかしなかったかの確認を学童クラブ指導員がおこなうこととする。また、宿題の内容（概要、毎日ではなくてよい）について学校側から一定の情報を指導員側へ流すようにする。余裕があればドリルなどを学校側と相談の上、児童生徒に与えて学力向上に資する取組をする。これらにより親が仕事で十分な学習指導が行き届かない児童生徒の底上げをして、学力の平均値を高位に保つことの一助とする。縦割り行政の弊害を取っ払って、子ども福祉課と十分な連携をして効果的なサポートをお願いしたい。		□	学校教育課

# 栄町第5次総合計画後期基本計画（案）に対する御意見と町の対応

## 【施策等に関する御意見】

○既に後期基本計画(案)へ記載済のもの / □後期基本計画(案)へは反映できないが意見として伺った

No.	御意見等	町の方針	区分	所管課
18	<p>政策2-1 快適な住環境の整備を推進します</p> <p>栄町第5次総合計画（P28）では、「町民が住みやすく、暮らしやすい環境をつくるため、生活基盤や生活環境の向上に取り組みます。道路 公園 上下水道などの長寿命化対策とともに、誰もが利用しやすい優しい生活基盤づくりを推進していきます。」となっておりますが、道路 公園の現況はともそのようにはなっておりません。職員の方々も町内の道路公園を巡回して現況を確認してもらいたい。住環境の整備には性根を据えて取り組むようお願いいたします。</p>	<p>道路については、施策2-1-2に反映しており、職員による道路パトロールを町内をブロックに分けし週1回、教育委員会、PTA連絡協議会、警察署、道路管理者などで構成される「栄町通学路安全推進会議」による通学路安全プログラム点検を年2回、町と交通安全協会によるカーブミラー清掃及び点検を年1回実施しています。</p> <p>また、町民の皆様からの情報提供、日本郵政株式会社と結ぶ「地域における協力に関する協定」による、道路損傷の情報提供などにより、計画的に道路修繕を実施しています。今後についても、同様の対応を実施していきます。</p> <p>なお、町民の皆さまからの情報提供いただいた箇所についても修繕を実施しています。今後についても、同様の対応を実施してまいります。</p> <p>公園については、施策2-1-3に反映しており、町民が安全・安心に利用できるよう、四半期ごとに職員が行っている点検のほかに、町民の皆様からの情報提供により現況を確認し、施設等を良好な状態に維持管理しています。今後についても、同様の対応を行ってまいります。</p>	○	建設課 まちづくり課
19	<p>施策2-1-1（継続+追加） 国道、県道の整備促進事業</p> <p>当町は成田国際空港圏に位置し国際観光モデル地区にも指定され、房総の村などの施設を有し観光客の誘致をめざしております。しかしながら、成田市および当町などの国道、県道（町道も）の美観を損ねる雑草は伸び放題、車道の側溝、排水溝には枯葉や泥が溜まりそこに雑草が生えています。国際観光都市として恥ずかしい状態となっております。国および県の道路整備担当部署との粘り強い交渉により、雑草の刈り取り頻度を上げるとともに清掃活動を行い国際観光都市にふさわしい道路にすべく行動を開始していただきたい。成田空港圏自治体連絡協議会、成田空港地域共生 共栄会議（栄町から委員を出していないのはどういふことか？）、成田空港対策協議会などの既存の組織に栄町より働きかけることとする。国および県知事、周辺市町長、成田国際空港株式会社などへの働きかけは町長には是非お願いしたい。</p>	<p>国道、県道の道路環境の維持については、今後も引続き、県に対し除草回数を増やすことなどの要望をしてまいります。</p> <p>また、空港圏自治体として様々な機会に働きかけをしてまいりたいと考えています。</p> <p>なお、成田空港地域共生共栄会議に町から委員は選出されていませんが、下部組織である共栄ワーキンググループ専門委員として町民が選出されています。</p>	□ ○	建設課 企画政策課
20	<p>施策2-1-2町道の整備と適正な維持管理の推進 事業6口（継続+追加） 町道維持管理業務口</p> <p>奇麗に整備し清掃されているべき市街地にある町道は、雑草は伸び放題、車道の側溝、排水溝には枯葉や泥が溜まりそこに雑草が生えています。国際観光を標榜する町として恥ずかしい状態となっております。雑草刈りおよび街路樹の剪定は予算の制約もあり頻度が少なすぎます。また、車道の清掃は全く予算化されていません。歩道は住民や自治会などが清掃 草取りはある程度おこなっています。車道は危険でもありますので、町の責任でしっかり予算化して定期的に清掃 草取りを実施すべきです。これは、若者や子育て世代およびUターン者の定住促進にとって最重要な事業として取り組む必要があります。町道（緑道を含む）維持管理業務に道路清掃を加えるとともに雑草刈り、車道と歩道の生垣の剪定、街路樹の剪定の頻度を倍以上にする必要があります。予算規模は2~3倍程度確保する必要があります。</p>	<p>除草及び樹木剪定については、現在の実施方法、実施回数で車両及び歩行者の安全は確保されているため、除草回数等の変更は考えておりません。</p> <p>また、道路清掃については、委託費用が膨大となることから街路樹の落葉回収等については、地域の皆さまに協力をお願いしているところです。</p> <p>なお、歩道等に堆積した土砂については、計画的に撤去していきます。</p>	□	建設課

# 栄町第5次総合計画後期基本計画（案）に対する御意見と町の対応

## 【施策等に関する御意見】

○既に後期基本計画(案)へ記載済のもの / □後期基本計画(案)へは反映できないが意見として伺った

No.	御意見等	町の方針	区分	所管課
21	<p>施策2-1-3公園等の整備と適正な維持管理の推進 事業1（継続＋追加）公園等整備事業</p> <p>公園の施設の定期的改修はある程度なされていますがまだまだ不十分です、予算を増額して改修すべきです。また、②明らかに利用度が低く荒れ果てた公園が散見されます。住民の意向を確認して総合的な統廃合を検討すべきです。残した公園は定期的に長寿命化、草刈り、清掃などを実施し、子供や高齢者などが使える状態にしておくべきです。跡地は、住宅地や駐車場として活用するなど開発業者を交えて前向きに企画すべきです。③福祉 子ども課、まちづくり課と緊密に連携が必要です。</p>	<p>公園等整備事業として計画的に施設等の改修を実施していきます。 また、現在設置されている公園につきましては、宅地開発時における公園等の設置基準により整備されているため、統廃合については考えておりません。</p> <p>なお、地域に7カ所ある「子どもの遊び場」は、遊具の維持管理を行っていますが、老朽化や利用の減少を踏まえて、地元区と今後の遊具施設の維持管理などについて協議を行っていきます。 また、長期的には、「子どもの遊び場」の在り方や遊具等の必要性を踏まえ運営方針を定めてまいります。</p>	□	まちづくり課 福祉・子ども課
22	<p>施策2-1-3公園等の整備と適正な維持管理の推進 事業3（継続＋追加）公園等管理事業48</p> <p>現状の公園の状態であれば、 ①草刈り剪定の回数を倍増すべきです。 ②雑草は芝生が負けて上に伸びるイネ科のような雑草が増殖しています。たとえば第一近隣公園では草刈りをしてから数週間で雑草が伸びてグランドゴルフに支障がでるように見えます。メンテナンスしやすいよう芝生管理を徹底してイネ科の雑草を除去すべきです。 ③多くの公園の砂場は雑草が生い茂って使えない状態です。定期的に雑草を除去し砂をかき混ぜて本来の砂場の機能を維持するべきです。 ④公園の清掃が定期的に行われていません。シルバー人材センターが草刈りをして公園清掃はしません。清掃も公園管理の要諦です。公園内の排水溝には泥と枯葉が溜まりそこに雑草が生えて雨が降ると水溜まりができています。 ⑤砂場には雑草が生い茂って子供が砂場で遊べない状況になっています。 ⑥定期的（全公園は1年に一回は実施）な公園点検に際しては、点検項目を決定しリスト化し、点検記録簿を書類として残しておく。不備があれば可及的速やかに対応する。 ⑦福祉 子ども課、まちづくり課、建設課と緊密な連携が必要です。</p>	<p>公園については、町民が安全・安心に利用できるよう、四半期ごとに職員が行っている点検のほかに、町民の皆様からの情報提供により現況を確認し、施設等を良好な状態に維持管理しています。 また、公園清掃については現在アダプト制度の登録によって清掃活動を行っていただいている公園がありますが、そのほかの公園についてもアダプト制度に協力していただける団体や個人の方々を募集してまいります。 なお、地域に7カ所ある「子どもの遊び場」は、遊具の維持管理を行っていますが、老朽化や利用の減少を踏まえて、地元区と今後の遊具施設の維持管理などについて協議を行っていきます。 また、長期的には、「子どもの遊び場」の在り方や遊具等の必要性を踏まえ運営方針を定めてまいります。</p>	□	まちづくり課 福祉・子ども課

## 栄町第5次総合計画後期基本計画（案）に対する御意見と町の対応

### 【施策等に関する御意見】

○既に後期基本計画(案)へ記載済のもの / □後期基本計画(案)へは反映できないが意見として伺った

No.	御意見等	町の方針	区分	所管課
23	<p>施策2-1-7（新規）北総地区きれいな街ナンバーワンをめざそう 栄町の新規目玉施策として、北総地区で一番きれいな市街地を持つ名実ともに住みやすく、暮らしやすい街づくりを、行政、企業、学校、自治会等、住民が一体となって取り組むことを内外に宣明し、予算措置を含め強力な体制で推進してもらいたい。 事業1（新規）「北総地区きれいな街ナンバーワン」運動の企画 調査</p>	<p>町の美化運動については、2-3-1「自然環境の保全と良好な生活環境の確保」 事業7「美化運動の推進事業」の中で、個人、ボランティア、自治会、学校及び企業等と連携して実施しており、「北総地区きれいな街ナンバーワン」をスローガンとして掲げることは致しませんが、美観の整った町を目指し、引き続き美化に努めていきます。</p>	○	環境協働課
24	<p>事業2（新規）美化運動を推進する市町村の成功事例調査</p>		□	環境協働課
25	<p>事業3（新規）「北総地区きれいな街ナンバーワン」企画書策定 実現可能性、コストなどのフィージビリティスタディ(F/S)を行った上、町の基本政策に組み入れ、審議会、議会、町民の同意を取り付ける</p>		□	環境協働課
26	<p>事業4（新規）「北総地区きれいな街ナンバーワン」推進チームを組織化チーム構成（たとえば） チームリーダー 橋本町長 サブリーダー 企画政策課長 事務局 まちづくり課長 職員メンバー まちづくり課、建設課、総務課、環境協働課、財政課 町内メンバー 市街地住民を中心に幅広く自薦他薦で</p>		□	環境協働課
27	<p>事業5（新規）「北総地区きれいな街ナンバーワン」行動指針を策定 行政、自治会 ボランティア団体等、学校、町内企業、住民が参加する「北総地区きれいな街ナンバーワン」を展開する。行政は本運動の中核として、本運動を推進しそのための予算措置を講じるとともに、国、千葉県に対して支援要請等を行う。さらに関連団体や住民の協力得るための協力要請や現物支援などを通じてオール栄町で推進する。</p>		□	環境協働課
28	<p>事業6（新規）月一回の掃除の日を設け、全員参加型のクリーンナップ運動を展開 たとえば、毎月第2日曜日を掃除の日としてクリーンナップ運動を住民や自治会等に過度の度な負担にならない程度お願いする。学校 企業等は掃除の日の前後の平日に協力要請をおこなう。 すクリーンナップを習慣にするよう誘導する</p>		□	環境協働課

# 栄町第5次総合計画後期基本計画（案）に対する御意見と町の対応

## 【施策等に関する御意見】

○既に後期基本計画(案)へ記載済のもの / □後期基本計画(案)へは反映できないが意見として伺った

No.	御意見等	町の方針	区分	所管課
29	<p>施策1（継続＋追加）空き家バンクだけでなく、民間業者を積極的に活用する                      空き家への入居者のうち、空き家バンクと民間業者のどちらの仲介で入居したのかの実態を調査すべき。民間業者の方が多ければ、より民間業者を活用する方向で入居促進を図ることも検討すべき。いずれにしても空き家バンクと民間業者の利点を生かして総体として入居者が増えるようにすることが肝要です。</p>	<p>施策2-2-2に反映しており、栄町空き家バンク制度については、空き家の売買・賃貸借に関する交渉及び契約等について、宅地建物取引業者との連携を図り、空き家の有効活用を促進しております。                      また、栄町の物件を仲介している不動産業者やハウスメーカー等への定住・移住制度等のPR活動にも積極的に取り組んでおります。</p>	○	まちづくり課
30	<p>施策2-2-2 空き家等の活用の促進                      施策2（新規）町内の空き家の形態別（一戸建て、家族用アパート、単身用アパート等）の実態調査と形態別の入居促進戦略を考える                      まずは空き家の形態別実数の把握は重要です。空き家の形態により入居促進戦略は大きく異なります。空き家バンクと民間業者が強いのはどちらかによって戦略は変わります。専門の民間業者の意見を聞きながら戦略策定してもらいたい。</p>	<p>施策2-2-2に反映しており、空き家の実態把握については、令和2年3月の「栄町空家等対策計画」策定の際に実施しているところですが、近年の高齢化等の進展により現状との乖離が推察されることから、来年度に再度実態調査を行い、現状に即した「栄町空家等対策計画」の更新を実施して適切な空家等対策を講じていきます。</p>	○	まちづくり課
31	<p>施策2-4-1 ごみ減量化の推進                      事業3（継続＋追加）ごみ減量化推進事業                      従来から取り組んでいる資源ごみの分別が不徹底のように感じています。資源ごみの分別は今以上にPRし自治会などの協力を得て徹底することが必要です。また、一部の市街化区域では「生ごみの分別収集」をしています。これを栄町全体に拡大して「可燃ごみ」の排出量を減らし、生ごみを堆肥の原料として活用すればSDGsにも寄与できます。</p>	<p>資源ごみの分別は、ごみの減量化の啓発と合わせ実施しておりますが、自治会の協力を得ながらより一層の啓発に努めていきます。                      また、ごみの減量化を図るために、現在、竜角寺台、酒直台、安食台地区で「生ごみ集団資源回収モデル事業」を試行的に実施しております。                      この事業を町全体に拡大することについては、費用対効果やごみ処理量の制限など諸問題があることから、引き続き解決に向けて検討してまいります。</p>	○	環境協働課
32	<p>施策3-1-2 災害支援拠点の整備                      取組1（変更）避難所地区割り当て再編                      布鎌地区の災害時の避難場所は竜角寺台小学校になっています。ふれプラや栄中学校に変更する。</p>	<p>避難所の地区の割り当ては、学区、各地区の想定避難者数、避難所の収容力などを考慮し割り振っています。                      はじめに、ふれあいプラザは、安食台156丁目、三区、松ヶ丘地区の避難所機能と洪水や大地震などの大規模災害時の支援拠点として活用する計画であることから、新たに布鎌地区の避難所とすることができません。そこで水害時における布鎌地区の避難所は、ご意見をいただいた栄中学校と竜角寺台小学校としています。                      また、指定避難所のほかにドラムの里周辺（房総のむら、竜角寺台地区の町有地など）を車中等の避難場所として活用する計画としています。                      なお、大雨による洪水が予測される場合には、河川の水位や気象状況などを把握し、災害発生前に早めに避難情報を発出し避難を呼びかけることとしています。</p>	□	総務課

# 栄町第5次総合計画後期基本計画（案）に対する御意見と町の対応

## 【施策等に関する御意見】

○既に後期基本計画(案)へ記載済のもの / □後期基本計画(案)へは反映できないが意見として伺った

No.	御意見等	町の方針	区分	所管課
33	<p>施策3-1-2 災害支援拠点の整備 取組2口新規) 布鎌小学校での垂直避難を検討する P69 布鎌地区での大洪水に備えて、布鎌小学校での垂直避難（可能かどうかを精査の上）により町民の命を守れるように対策を講じておく。</p>	<p>利根川の洪水が栄町管内で発生した場合、布鎌小学校は最大で3m以上5m未満の浸水深、また2週間の浸水継続時間が想定されており、3階以上は浸水が想定されていませんが長期間孤立してしまうなど安全性が確保できないことから布鎌小学校を避難所にはしておらず、栄中学校と竜角寺台小学校に分けて避難所としています。 なお、大雨による洪水が予測される場合には、河川の水位や気象状況などを把握し、災害発生前に早めに避難情報を発出し避難を呼びかけることとしています。</p>	□	総務課
34	<p>施策3-1-2 災害支援拠点の整備 取組3（新規）避難所の印西市および成田市と相互利用できるように交渉する。 大規模水害時に自治体の境界を越えて避難所へ退避する「広域避難」が退避時間の短縮につながるという研究結果を筑波大の研究チームが最近発表した（読売新聞、朝夕刊、日にち失念）。印西市および成田市との隣接区域について、緊急避難が必要な切迫した事態が想定できる場合、相互の住民が相手方の避難所を利用できるようにする。例えば、南が丘の町民が印西市の避難所を利用できるようにし、印西市安食ト杭の住民が栄中学校やふれあいプラザの避難所を利用できるように連携をする。（南が丘の町民などは印西市の避難所を利用できると聞いたが、本当であれば印西市の最寄り避難所などを広く広報してもらいたい）これは県や国などに働きかけることなども重要と思われる。</p>	<p>町の指定避難所については、感染症対策を施し運営をすることから、避難スペースに余裕がない状況です。また、近隣市においても同様に近くに避難できる場所がない状況であることを確認しており、現状において相互利用は難しいと判断しております。 そこで町としては、指定避難所のほかにドラムの里周辺（房総のむら、竜角寺台地区の町有地など）を車中等の避難場所として活用する計画としています。 なお、今後も近隣市とは話し合いを継続するとともに、県にも広域避難について働きかけをしていきます。</p>	□	総務課
36	<p>施策5-4-1 産業誘致等の推進 事業4（新規）須賀工業団地（仮称）の新設を検討する P111 栄町には、新たな工業団地を造成する適地が多くはありません。町民の利用はほぼ土日に限定され利用率が決して高いとは言えない水と緑の運動公園を閉鎖して、新たに須賀工業団地（仮称）を新設することを検討する。新たな企業進出の要望に応え税源の涵養と新たな町内雇用を生み出すことは栄町の発展に大きな希望をもたらすものです。本取組にあたっては水と緑の運動公園を閉鎖に伴うマイナス面と新たな須賀工業団地（仮称）の生み出すプラス面を総合的に比較検討して意思決定を行うこととする。課題も多いと思いますが、困難も予想されますが常識を打ち破るタブーに挑戦しようではありませんか。</p>	<p>企業誘致については、施策5-4-2の中で、現在成田空港の機能強化に伴い矢口工業団地周辺の規制の緩和を実現させ更なる拡張に取り組んでいきます。 さらに、国道356号バイパス沿線や鎌ヶ谷本埜バイパス沿線などへの企業誘致促進にも取り組んでいきます。 また、施策6-3-4「スポーツ環境づくりの推進」において、町民がスポーツをできる環境づくりを推進する中で、水と緑の運動広場は、現在、大切なスポーツ施設と位置付けており、閉鎖は考えておりません。今後も安全安心に利用できる施設の維持管理に取り組みます。</p>	□	産業課 生涯学習課
37	<p>施策6-1-3 学力向上の推進 事業1（拡充+追加）わくわくドラム推進事業口 家庭学習に毎日取り組み授業がわからない児童 生徒をなくするために、わくわくドラムを平日（週1からでも始める）にも開催するようにする。案では開催日数の増加等充実とありますが、具体策を明示すべきと考えます。この事業の拡充により児童生徒のさらなる学力向上をめざす。</p>	<p>わくわくドラム推進事業充実に向けた取組については、「サタデー」「サマー」の各わくわくドラの開催日数増について検討しているところです。平日開催についても、その一つとして検討しているところですが、夜間に児童生徒が移動することなどの課題があり、今後、様々な観点から検討していきたいと考えているところであり、具体的な取組としては明示しません。</p>	□	学校教育課

# 栄町第5次総合計画後期基本計画（案）に対する御意見と町の対応

## 【施策等に関する御意見】

○既に後期基本計画(案)へ記載済のもの / □後期基本計画(案)へは反映できないが意見として伺った

No.	御意見等	町の方針	区分	所管課
40	<p>施策6-1-3学力向上の推進 小中学校で教育課程や目標を共有し互いに連携を図りながら教育活動を実施する。小学校と中学校では教育環境も異なり適応できない生徒をなくすようにする。具体的には、中学校教員の小学校への派遣、小学校における一部教科担任制などを通じた連携強化により中一ギャップを解消させる。以て、スムーズな中等教育への移行により学力向上をめざす。</p>	<p>現在、教育委員会では、「栄町小中連携プロジェクト」として、小中で共通した課題を持ち、小中学校9年間を通した支援を行うことができるよう取り組んでいるところです。さらに中学校英語科を指導してきた県費負担教員を小学校4校に配置し、各校の英語活動・英語科の学習で指導を行っています。 また、コロナ禍以前は、中学校教員の小学校への派遣授業などを実施していましたので、コロナ収束後に、本事業を実施できるよう検討していきます。</p>	□	学校教育課
41	<p>施策6-2-4（新規）小中学校図書館の蔵書数の基準の達成 目指す成果（新規） 政府は26年度までに全小中学校の図書館で蔵書数の基準を達成させることを目標に掲げております。2022年度の当町の児童生徒1人当たりの図書購入費は全国平均の約40%程度となっております。（読売新聞2023.1.17朝刊） 第5次総合計画後期基本計画最終年度の26年度までに政府基準の蔵書数の基準の達成を目指す。 事業1（新規）児童生徒1人あたりの図書購入費を全国平均レベルまで引き上げる。 事業2□（新規）児童生徒向け図書の寄付を町民および外部に募る。外部に対してはSNSを活用する。</p>	<p>今年度末までに町内すべての小中学校で標準冊数100%以上となります。今後も引き続き、適切な蔵書管理を行っていきます。 事業1について…蔵書管理を適切に行いながら検討していきます。 事業2について…学校図書には選定基準があるため、どのような本でもよいというわけではありません。寄贈本については、学校教育の目的に合うものかどうかを精査しながら受ける必要があると考えます。</p>	□	学校教育課
42	<p>施策6-3-1生涯学習機会の充実 事業4（新規）図書室の移転拡充（図書館に格上げ） 町民が気軽に生涯学習施設を安全安心に利用できる環境の整備のひとつに図書室（館）を多くの町民が活用できるようにすることです。現状の図書室は2階の奥まったところにこじんまりあります。ふれあいプラザ図書室を1階ロビーのスペースに移動して蔵書冊数の拡充し閲覧室も広げるなど図書機能を高めることが必要です。行政資料室を図書室に移すことになっていますが、ますます手狭になります。他自治体の図書室（館）はほとんど1階に配置されて使いやすくなっています。図書室の充実には生涯学習の場としてどうしても必要な施設です。現在の手狭な場所では生涯教育の場としての図書室の機能を十分に果たせません。あらたに図書館を新設するわけではないのでコストは多くかかりません。現在のロビー機能は文化ホールのロビーと共用することで対処できます。</p>	<p>図書室については、ふれあいセンター内の他の部屋や悠遊亭などの活用を検討した経緯はありますが、広さの問題等を含め、移転の予定はありません。 施策8-3-2「公共施設等の適正管理の推進」の事業2「公共施設の複合利用事業」において、全庁的な公共施設の利用形態を検討していきます。 また、ふれあいプラザさかえ個別施設計画（長寿命化計画）では令和8年度まで文化ホール設備の大規模改修事業を計画していますので、それ以降の計画に反映させるか検討していきます。</p>	□	生涯学習課
43	<p>施策6-3-3生涯学習施設の充実 事業1（継続＋追加）ふれあいプラザ施設のレイアウト変更を伴う大規模改修事業 P129プラザの各区画の利用率などを勘案し再編成を行う。長寿命化計画に伴う大規模改修事業の中で図書室移転などの用途変更に伴うレイアウト変更を加えて実施する。</p>	<p>ふれあいプラザのレイアウト変更については、施策8-3-2「公共施設等の適正管理の推進」の事業2「公共施設の複合利用事業」において、全庁的な公共施設の利用形態を検討していきます。 また、ふれあいプラザさかえ個別施設計画（長寿命化計画）では令和8年度まで文化ホール設備の大規模改修事業を計画していますので、それ以降の計画に反映させるか検討していきます。</p>	□	生涯学習課

# 栄町第5次総合計画後期基本計画（案）に対する御意見と町の対応

## 【施策等に関する御意見】

○既に後期基本計画(案)へ記載済のもの / □後期基本計画(案)へは反映できないが意見として伺った

No.	御意見等	町の方針	区分	所管課
44	<p>施策6-3-4スポーツ環境づくりの推進 事業7（新規） ふれあいプラザにジムマシンを設置 町民が気軽に運動しトレーニングできるジムマシン室をふれあいプラザの2階、3階のいずれかの利用率が低い部屋に設ける。</p>	<p>ジムマシン室の設置については、現在、計画していませんが、施策6-3-4「スポーツ環境づくりの推進」の事業3「スポーツによる健康づくり事業」において、気軽にスポーツができる環境づくりを推進し、町民が健康で活力ある生活を目指します。 また、施策4-1-1「疾病予防の推進」の事業4「健康増進事業」において、健康増進計画を策定し、生活習慣病の発症予防と重症化予防の観点から、いきいき広場などの運動教室において、ロコモ予防・介護予防のための筋力トレーニングの必要性、自宅でもできる取り組みの方法についての情報提供を行います。</p>	□	生涯学習課 健康介護課
45	<p>施策7-3-1広聴機会の充実 事業3（新規） 企画検討段階での広聴機会を設ける パブリックコメントは制度上審議会などの審議を経て成案が固まったものに対して意見を求めるものです。それに異議を挟むものではないですが、多くの場合にはその意見が採用されることはまれではないでしょうか。（私の意見が採用されたことはほとんどありません）、町内には民間での豊かな経験とそのノウハウを持った有能な人材がいると思います。企画検討段階でそれらの方々意見を聞いて新たな発想も参考にしながら案を練り上げることが重要です。</p>	<p>後期基本計画（案）の策定にあたりましては、町民参加として、若者会議を開催したほか、各種団体の委員等からまちづくりへの意見を伺いました。また、無作為抽出による町民意識調査を実施し、その結果を計画案に反映させたところです。 また、施策7-3-1「広聴機会の充実」における新規事業として「町長との懇談会事業」を実施し、地域団体や若い世代の方がたなどの町政への関心を高め、広く意見を反映させるため、意見や要望を聞く話し合いの場を設けることとしています。 なお、現在町には幅広い人材活用制度はありませんが、先進自治体の取り組みを参考にし、次期総合計画策定の段階で活用できるよう検討してまいります。</p>	□	企画政策課
46	<p>施策7-3-6（復活） 町民のまちづくりへの参画の推進 取組1（復活＋改善） 町の審議会への町民参加の推進 各審議会委員への町民参加割合は80%を超えているようですが実感がない。審議会委員の選考基準が十分に知られているとはいえない。正しくないかもしれないが同じような属性の方々を選考されているような感じがします。組織に属していない元サラリーマン、一般の主婦など自薦他薦で広く募集しバランスのとれた人員配置をするべきです。誰がどのような基準で選考しているのか皆目わからない。選考基準を明確に知らしめていただき、選考にあたっては選考経緯を公表するようにしてもらいたい。</p>	<p>審議会等の委員の選出にあたっては、学識経験者や各専門団体の代表の方からなど、各審議会により委員構成は異なり、中には町民から一般公募により委嘱している審議会もあります。 今後公募する委員があった際には、広報・HP・SNSなどを通じて基準や選考過程の周知に努めてまいります。</p>	○	企画政策課
47	<p>取組2口新規） 町内の企業等で培ったノウハウを持つ人材の積極登用 取組1と重複しますが、町内には有能な人材います。そういった人材を積極的に登用すべきです。平成22年2月『栄町地域活性化計画』を引用します。「団塊世代が退職の時期を迎え、多くの町民が企業等で培ったノウハウをもって地域に戻ってきています。そういった方々が、地域の中で、目標や生きがいをもって活躍できるしくみづくりを行うことは、今後のまちづくりにとって大切なことです。」と述べています。この十数年これらの人材を積極的に活用した形跡は私の知る限りありません。今からでも遅くはないので、私たちが見える形で経験豊富な民間で培ったノウハウを持つ人材を積極登用するべきです。また、これらの人々はリタイアした人たちが多く、その登用にはほとんどコストがかからないのではないかと思います。そうした埋もれた人材を活用しないのはもったいないです。</p>	<p>地域活性化計画は計画期間を平成22年度から27年度（6年間）とした計画で、第3次総合計画から第4次総合計画にかけて進めるべきコミュニティ戦略として計画したものです。引用していただいている「団塊世代が退職の時期を迎え～」の意図は、町民の方々が自らのノウハウを活かした生活関連事業を立ち上げたり町内各事業者と連携を図るなど、定年退職後も生きがいをもって生活していただくために、生活支援創出事業として町民の起業者を促すために戦略として位置付けたものです。 なお、現在町には幅広い人材活用制度はありませんが、先進自治体の取り組みを参考にし、次期総合計画策定の段階で活用できるよう検討してまいります。</p>	□	企画政策課

# 栄町第5次総合計画後期基本計画（案）に対する御意見と町の対応

## 【施策等に関する御意見】

○既に後期基本計画(案)へ記載済のもの / □後期基本計画(案)へは反映できないが意見として伺った

No.	御意見等	町の方針	区分	所管課
48	取組3口(新規) 企画検討段階での町民参加の推進 「施策7-3-3広聴機会の充実、取組3（新規） 企画検討段階での広聴機会を設ける。」とベースでは重複しますが、視点を変えて意見を述べます。ここでは、よりオープンに企画検討段階で町民が意見を述べ議論できる場を設けるということです。町民の意見収集は成案ができてから変更するのは行政サイドも町民サイドもハードルが高いのは必然です。結果としていい成案をまとめるには、企画検討段階で有能な町民を巻き込んで町の方針と町民の思いを融合してまとめることが大事だと思います。	後期基本計画（案）の策定にあたりましては、町民参加として、若者会議を開催したほか、各種団体の委員等からまちづくりへの意見を伺いました。また、無作為抽出による町民意識調査を実施し、その結果を計画案に反映させたところです。 また、施策7-3-1「広聴機会の充実」における新規事業として「町長との懇談会事業」を実施し、地域団体や若い世代の方がたなどの町政への関心を高め、広く意見を反映させるため、意見や要望を聞く話し合いの場を設けることとしています。 なお、現在町には幅広い人材活用制度はありませんが、先進自治体の取り組みを参考にしたうえで、次期総合計画策定の段階で活用できるよう検討してまいります。	□	企画政策課
49	施策8-1-1職員の能力開発の推進 事業3（復活追加改善） 人材開発の充実 職員研修への参加に加えて、職員には自己啓発に取り組むよう誘導する仕組みも取り入れるべきです。私が現役時代、会社では自己啓発のための通信教育メニューを用意し費用の一部を会社が補助する制度がありました。私も仕事に直接関係ない分野を含め広くビジネスで必要な知識の習得に努めました。職員の皆さんにも行政の知識に限らず広く経理財務、労務管理、マーケティングなどの分野の幅広い知識を高めておいてもらいたいと思います。それを支援するのは役場の大きな役割だと思います。また、若手職員からの提案を聞き町政に生かすとありますが、ベテラン職員も今までの経験や町民からの意見などを踏まえ提案させるようにして下さい。	職員の自己啓発については、大変重要な事だと考えており、栄町人財開発基本方針の基本理念の一つとして「高い倫理意識を持ち、自己啓発・自己管理意欲など豊かな人間性を有する人材の育成」を掲げております。 そこで、オンラインでの民間研修などを活用し自主学習ができる体制を取り入れると同時に、職場内や研修計画に基づく研修だけでなく、自己啓発のために研修等に参加する場合には、職務に専念する義務の特例措置を設け、職員が自主学習しやすい環境づくりなども行っています。 また、若手職員からの提案を聞き町政に生かすことについては、日頃若手職員は町長と直接話す機会が少ないことから行っているもので、提案された事項については、町政への反映を検討するようにしております。 なお、ベテラン職員については日頃の業務の中で提案等を行っておりますが、毎年10月に全ての職員に対して「自己申告書」の提出を求めている中で、その中で所属内若しくは組織全体についての改善など様々な提案も受けております。	○	総務課
51	施策8-4-3広域連携によるまちづくりの推進 事業4（新規） 市町村合併に備え必要な準備をしておく 令和2年3月「合併特例法」は国の基本政策としてさらに10年間延長されました。前回の町民アンケート調査では、多くの町民が合併を望んでいるとの調査結果が示されました。今回の調査では残念ながら調査項目にはありませんでしたが、多く町民が成田市や印西市との合併を望んでいるものと推察されます。 したがって、情報収集はもちろんのことですが、町民の多くが合併を望んでいることに鑑み、栄町が合併を望んでいることを内外に表明することは重要だと考えます。栄町が合併を望んでいることを表明すれば、周辺市町や県および国の後押しを期待できる可能性があります。市町村合併は相手の合意が得られなければ実現するものではありませんが、来るべき合併に備えて栄町自体がその準備に入ることは重要です。既に周辺市町との広域連携の方向は本基本計画でも触れられていますが、広域連携を通じて周辺市町との信頼関係の醸成に本腰を入れて取り組む必要があります。加えて行政の一層のスリム化を行っていく必要があります。	市町村合併については、平成の大合併において平成22年3月末で一区切りとされ、以降国では、自主的に合併を選択する市町村に対して合併の円滑化のために必要な特例措置を講ずることとしています。 現在は、周辺市町との間で合併の協議はありませんが、今後とも、町の行財政基盤を強化していくためには、いつ合併の機運が高まった時にでも対応できるように、引き続きそのための準備として「市町村合併情報収集事業」に取り組んでまいります。 また、市町村合併の推進に拘わらず、人口減少・少子高齢化の進行や厳しい財政状況を踏まえ、自立性の高い行政となることが求められており、事務処理の効率化及び効果的な行政組織の構築、迅速な意思決定を行うため、課の再編等組織の見直しを継続的に実施してまいります。	○	企画政策課 総務課

# 栄町第5次総合計画後期基本計画（案）に対する御意見と町の対応

## 【施策等に関する御意見】

○既に後期基本計画(案)へ記載済のもの / □後期基本計画(案)へは反映できないが意見として伺った

No.	御意見等	町の方針	区分	所管課
52	<p>第5次総合計画（案）を拝見・拝読させていただきました。たいへん幅広く取り組まれたご努力に対して頭の下がる思いです。特に、「子育て」をはじめ、「移住・定住」、「生活環境」の問題は若い方々には切実な問題だと思っております。</p> <p>内容を拝見しますと、栄町の努力と町が小規模であることが幸いとなり、待機児童など余裕があり、移住・定住についても手厚い支援、生活環境についても住民の要望に対しても、即広体勢で解決されている様子・状態が伺えます。</p> <p>これらについては、町の「ホームページ」等で発表されていると思いますが、「ホームページ」のみの告知・広報では、栄町民以外の方々に周知されているでしょうか？「ホームページ」に掲載すると同時に新聞へも発表した方が良いと考えます。（成田支局、空港支局等へプレスリリースを積極的に行ってください。）</p>	<p>子育て支援に関する町の実施計画や定住・移住に関する町の実施計画をはじめ、政策的に取り組む事業等については、ご意見のとおり広く周知することが重要であることから、町では成田空港内にある新聞各社にプレスリリースを定期的に行っているところです。今後、町の取り組みが一つでも多く取り上げていただけるよう、新聞各社に積極的な働きかけを行ってまいります。</p>	□	企画政策課
53	<p>「基本目標」5、「産業が活性化し賑わいある元気なまちをつくる」について</p> <p>○町内の主産業である農業と町中心部の商業、そして房総のむら、龍角寺、岩屋古墳などの観光・文化財との一体型の産業振興に取り組むことにより、町内への「ひとの流入」をはかることが喫緊の課題と思えます。</p> <p>○町内の文化財（岩屋古墳・龍角寺）は無料見学・拝観できますが、このほかに有料施策（設）を開業・拡大して、「ひと」の流入をはかります。①イチゴ狩り、②筍狩り（掘り）、③ドラム栽培（オーナー制）の拡充、④田植え・稲刈り体験、など。</p> <p>○町内生産物の「地産地消」を味わえる場所の提供。</p> <p>レストラン・焼肉苑</p> <p>○観光施設の開発</p> <p>・観光花園（季節の花木を植える） 水仙、ロウバイ、桜、山藤、あじさい、彼岸花、萩、山茶花など。</p> <p>・「桜」は、ドラムの里、安食駅前の「桜の土手」の整備。</p> <p>○キャンプ場の設置</p> <p>・テント張り用・キャンピングカー用・バンガロー など</p> <p>・キャンプ場造営には、水場・トイレの設備は必須です。</p>	<p>・ドラム栽培（オーナー制）については、引き続き拡大していけるよう取り組んでいます。また、その他の体験農業等のご提案は、農業者の協力を得て、ドラムの里周辺などの遊休農地などを活用し実施していけるよう施策5-1-5「ドラムの里を活用した農業振興の推進」の中で取り組んでいきます。</p> <p>・竹林等の整備に関しては、土地所有者や地域の方で整備したい意向があれば、支援をしていきます。</p> <p>・レストラン（飲食店）・焼肉苑の設置については、日本食研やアドバンスフーズは、直営店を営業する意向はありませんが、商工会や街中飲食業部会と協力し、まずは地産地消を味わえるメニュー開発などについて、ドラムの里で展開できるよう施策5-1-5「ドラムの里を活用した農業振興の推進」の中で取り組んでいきます。</p> <p>・観光花園については、現状で花卉を栽培している農家が少ないことから、後期基本計画の中で、特には取り組む予定はありません。</p> <p>・ドラムの里・大芝土手の桜に関しては、引き続きさくらの会等と連携し適切な管理を実施していきます。</p> <p>・キャンプ場設置に関しては、施策5-3-3「ドラムの里を活用した観光振興の推進」のドラムの里活性化の提案の一つとして参考にさせていただきます。</p>	○	産業課

# 栄町第5次総合計画後期基本計画（案）に対する御意見と町の対応

## 【施策等に関する御意見】

既に後期基本計画(案)へ記載済のもの / 後期基本計画(案)へは反映できないが意見として伺った

No.	御意見等	町の方針	区分	所管課
54	<p>「基本目標」5、「産業が活性化し賑わいある元気なまちをつくる」について</p> <p>○施設・農園などの造営対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イチゴ狩り…休耕地の活性化、農園（ビニールハウス）の造営、育苗など</li> <li>・筍狩り（掘り）…現在は「竹藪」状態から、整備して「竹林」化することによる里山の再生をはかる。（3月～4月孟宗竹、5月～真竹など）</li> <li>・ドラまめ…オーナー制の拡大・休耕地の活性化。</li> <li>・田植え・稲刈り…休耕地の活性化をはかり、小・中学生を募集して体験により栄町の魅力をアピールする。</li> <li>・レストラン…町有地の活性化と町内企（起）業家の発掘による経営。</li> <li>・焼肉苑…地元企業「日本食研」様、「アドバンフーズ」様などの商品を使用。両社による共同経営を働きかける。</li> <li>・観光花（木）園…住宅の裏山や駅と役場の間の山林を開発する。（裏山等の活用）、【アジサイ園は、茂原市の「服部農園あじさい屋敷」0475-24-8511参照】</li> </ul>		○	産業課